



いわない 議会だより

発行 岩内町議会
編集 議会運営委員会
〒045-8555
北海道岩内郡岩内町字清住258
☎ 0135-62-1011
FAX 0135-62-3465
メールアドレス
iw-gikai.282283@water.ocn.ne.jp



いわない怒涛まつり (H23. 8. 6撮影)

2012. 8
No. 117

一般質問	P2 ~ P12
審議した案件	P 13

災害対応型自動販売機の導入設置拡大について

■質問■

二〇一一年から早いもので一年三ヶ月になりました。

被災地の現状を知るにつけ行政が取り組む災害対策の強化の必要性を今も強く感じます。

全国の自治体では災害対応型自動販売機の導入、設置が進んでいます。

販売機上部に災害情報をテロップで流せるものや簡易トイレを併設した機種等々、社会貢献型の自動販売機という観点から優先的に設置され災害時に自販機飲料水や緊急物資を無料提供する、行政の職員だけでは迅速に対応できない部分や負担を飲料水メーカーや自販機販売会社が協力していくシステムであります。

一、本町の役場等、公施設や避難所施設に自販機は何台設置されてい

るか。

さらに災害対応型自販機は設置されているか。

二、災害対応型自動販売機の早期導入、設置拡大が必要と思えますが町の見解を伺います。

■町長■

一、地域防災計画における避難所として利用できる二十六施設と、町が設置している公共施設の六施設を加えた三十二施設における自動販売機の設置台数は、十六台で、このうち、災害対応型自動販売機は、役場庁舎の一台で、三十二施設以外では、岩内警察署、マリンプラザ交番付近、道の駅たら丸館付近に、それぞれ一台設置されており、町内では、あわせて四台設置されています。

二、災害対応型自動販売機の設置には、事業者との協議等が必要となることから、施設の利用状況などを調査しながら、事業者にも、機器の更新時における災害対応型自動販売機への変更を含め、その導入・設置の促進について、要望します。

二、災害対応型自動販売機の設置には、事業者との協議等が必要となることから、施設の利用状況などを調査しながら、

事業者にも、機器の更新時における災害対応型自動販売機への変更を含め、その導入・設置の促進について、要望します。

■質問■

長寿大国、日本は国民の二人に一人が、がんになる「がん大国」でもありますが、がんの正しい知識の普及は遅れています。

そこで生徒に、がんの正しい知識を教える「がん教育」の取り組みが注目され、学校でがんの予防や命の大切さを学ぶことは重要であると言われることがあります。

日本対がん協会では「がん撲滅へ中学生全員に正しい知識を教え、がんに負けない社会を作る」ために「がんちゃん冒険」というアニメのDVDを使った「がん教育」を勧めております。十七編の短編ストーリーで、がんの基本的な知識



「中学生への、がん教育の推進」について

をわかりやすく説明し検診を受ける大切さを訴えております。

「がん教育」の授業を受けた生徒は、がんに対する意識が変わって「検診をちゃんと受けたい」と回答しております。

そこで本町の中学校でもDVDを活用し、未来の宝である子供達の身を守るために予防の大切さを知る「がん教育」の取り組みが重要と思いますが、お考えを伺います。

■教育長■

中学校でのがん教育は、学習指導要領の保健分野で指導が設けられ、本町でも中学三年生で学習しますが、多くを学ぶには至っていません。

日本対がん協会では、がん教育推進のため「がん教育DVD」を製作し、中学三年生を対象に利用希望校に無償で提供しています。

道内での利用は数校で、利用の問い合わせは増えていますが、全道的には広まっていません。

その要因は、授業時数の確保や教職員の専門的な分野にかかる指導方法などの課題と考えています。

教育委員会としては、町が昨年度より中学生の子宮頸がん予防接種の助成を開始するなど、がん予防に力を注いでいることから、中学生に対するがん教育の必要性は認識していますので、中学校でがんを含めた疾病の予防や健康維持増進教育を可能な限り、適切に実施するよう指導します。

地域公共交通の確保

について

■質問■

農水省の「農林水産政策研究所」では高齢化にともない、通院、買い物弱者対策として支援バスの運行等の必要性を訴えております。

本町でも路線バスの通らない交通空白地域の高齢者や障がい者の方をはじめ地域住民の方々は買い物や通院に不便を感じ本町に困っております。

町長は地域内交通機関の確保の必要性について平成二十三年度の町政執行方針で、地域公共交通機関の確立に向け検討を進めることとしており、平成二十四年度でも引き続き先進地の事例調査、住民ニーズの把握に向け研究を行うとしております。

各自治体では交通空白地域の解消に向けてタクシースターの交付、乗り合いタクシースターの導入、コミュニティバスの運行やデマンド交通の導入等、各種

の政策を展開し、事業が進められております。

本町でも早急な対策が必要と考えます。

一、これまでどの程度調査・研究が進んでいるのか。

二、町として最終判断の時期をいつと考えているのか伺います。

■町長■

一、地域公共交通の確保については、高齢化社会が急速に進行する中、すべての人が自らの意志で安全に移動できる公共交通環境の維持確保は、喫緊の課題と認識してまいります。

こうしたことから、町としては、平成二十二年度に栗山町、平成二十三年度には当別町の視察や、北海道運輸局主催の研修会に参加する中で、次のような論点を整理したところであります。

手法については、コ

ミュニティバス、デマンド型交通、乗り合いタクシースターなど様々で、それぞれ地域の特性に応じた施策が重要。

先進地は、本格運行実施前に、住民ニーズの把握など、十分な調査・研究に時間をかけるとともに、検討段階より住民参加を積極的に行い、さらに事業実施においては、

行政と住民の協働による取り組みが取り入れられるなど、持続可能なサービス提供を目指している。

国の補助制度を活用するとしても、自治体の自主財源は相当な額が必要であり、自治体の重要施策として位置づけることが必要。

単に交通の利便性を追求するのではなく、CO₂の削減など環境にも配慮した施策を実施する必要があるなどでありま

す。 これらを踏まえ、岩内

町に望ましい公共交通のあり方について、引き続き先進地の事例を研究するとともに、町内路線を運行しているバス事業者等との打合せなど、調査・検討を継続します。

二、町の方針決定までには庁内関係部署による検討会の開催、関係機関で構成する協議会の設立、さらにパブリックコメントなど、種々の作業が必要になります。従来の「乗り合い交通」から「生活支援交通」に視野を広げながら、二、三年先を目途として、岩内町の実態に即した公共交通の計画案を策定するよう取り進めます。

■再質問■

道の運輸局の調べで「乗り合いタクシースター」が道内二十市町村で導入され、さらに十市町村が導入または検討しているとのこと。

本町でも持続可能な方法で公共交通の導入をと思いますが、実際に導入されるのはいつ頃になるのか再度町長にお尋ね致します。

■町長■

地域公共交通の手法については、コミュニティバス、デマンド型交通、乗り合いタクシースターなど、様々であります。町の実態に即した手法は、何が適切であるのか、住民ニーズはどのようなものがあるのかなどを含め、二、三年先を目途に、公共交通の計画案を策定する予定であります。ご指摘の点も踏まえ、できるだけ早期に実現するよう検討します。



佐藤 英 行 議員 (市民自治を考える会)

新たな岩内町総合計画

について

■質問■

町長は新たな岩内町総合計画策定にあたって、「今後のまちづくりにお

いては、従来の行政主体から、住民と行政が情報や目的を共有し、互いの理解と信頼のもとで役割を分担しながらまちづくりを進める「協働のまちづくり」の推進が不可欠」と述べている。

計画は策定することが目的ではなく、計画達成に向けて「協働」をキーワードに実現していくかということが問われている。

実施計画の前期三年を経過し、社会、経済情勢等の変化に対応しながら、三年間の総括と総括において見直しが必要にもなると考えます。

プラン↓ドゥ↓チエツク↓アクションの考え方を取り入れることも必要と考えるが、前期三年の

総括と見直しはいつ実行し、いつ示すのか。

■町長■

平成二十一年度に策定した新たな岩内町総合計画においては、実施計画を前期、中期、後期の三期の計画とし、それぞれの期間ごとに社会・経済情勢に柔軟に対応できるように見直しを行い、実効性を高めることとしており、前期三年を経過した本年度は、計画策定後の最初の見直しを行う時期となっております。

実施計画の内容について、各分野で策定している個別計画のほか、事業計画は、主に過疎計画登載事業を基本としており、また、見直しの手法については、事業の進捗状況および達成率、さらには最新の財政見通しも踏まえた中で、総合的に

検証し、向こう七年間における計画事業の必要性等について、検討を行うこととしております。

具体的なスケジュール等については、関係部局との検討会議を経て、平成二十五年以降の予算に反映させるとともに、また、必要に応じて過疎計画の変更による見直しを行います。

なお、ご指摘をいただきましたが、プラン・ドゥ・チエツク・アクションの考え方につきましては、協働のまちづくりを推進するために有効な行政評価の手法であると認識しております、事業ごとに成果指標と目標値を設定した評価システムの構築、さらには行政だけではなく住民参加による外部評価の導入などについて、今後調査・研究を進めます。

具体的なスケジュール等については、関係部局との検討会議を経て、平成二十五年以降の予算に反映させるとともに、また、必要に応じて過疎計画の変更による見直しを行います。

岩内町における水資源の

保全について

■質問■

北海道において水資源の保全のため平成二十四年四月一日「北海道水資源の保全に関する条例」が施行された。外国

資本による森林取得の約九十％が北海道に集中し、取得理由が「資産保有・転売等目的」「未定

及び「不明」を合わせると四十一件(七十二%)にのぼり、北海道の海外

資本等による林地取得は五十七件千三十九ヘクタールで、うち後志は五十二件六百五十三ヘクタールになっている。

岩内町においては、下水道の完備の推進等によつていよいよ水資源の保全の必要性が増しており、豊かな水資源も森林

がなければ無となる。

一、岩内町の森林のうち、民有林の占める割合は全体の何％か、そして面積はいくらか。

二、岩内町として水資源の保全についてどのように考えているのか。

一、岩内町の森林面積は、五千五百ヘクタールで、そのうち民有林の面積は、千八百八十一ヘクタールとなっており、割合は二十一・四七％です。

二、近年、海外資本などによる利用目的が明らかでない大規模な土地取引が認められたことなどを背景に、貴重な水資源

の保全を図るため、北海道水資源の保全に関する条例が本年四月一日に施行されています。

岩内町は二セコ連峰の雄大な山々に囲まれ、行政面積の約七八％の森林に恵まれた地域であり、四季の変化の中で豊富で清らかな水が蓄えられています。

また、その水は生命の源であるとともに、安全・安心な暮らしの確保のために不可欠であり、農業をはじめ、森林から供給される栄養分による豊かな漁場の形成など、本町のあらゆる産業を支えるかけがえのない財産です。したがって、このかけがえのない財産である、本町の水資源を将来にわたって引き継いで行くことは、行政に課せられた重要な責務と認識しているところです。



■再質問
二七〇町では水道水源保護条例を平成二十三年四月に施行しており、岩内町においても水道資源を守るための条例を考えるべきではないのか。

■町長
町の水道資源として、まず、保全を図る必要があるのは、上水道の取水地点でありますが、この取水地点に近接する民有地は、一カ所のみとなっており、当該地点の保全を図るため、道条例に基づく保全地域として、当該民有地を北海道へ提案したところです。

こうした町の地理的状況から、現時点においては、町独自の条例制定は想定しておらず、道条例あるいはその他の関係法令の中で、岩内町の水道資源の保全が図られるものと考えています。

岩内町における男女平等

参画計画について

■質問
平成十一年に公布された男女共同参画社会基本法は、五年に一度の見直しで平成二十二年十二月に第三次男女共同参画基本計画が決定されている。

私としては共同参画という言葉より平等参画が至当と考えるが、北海道においても男女平等参画という表現をしている。

男女共同参画社会基本法第十四条第三項において「市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。」と規定しており、第三次基本計画を踏まえた岩内町の男女平等基本計画はどのようなものか。

■町長

町の計画は策定していませんが、これまで、審議会など附属機関の委員への選任による女性の参画機会の確保や、女性が社会参加しやすい環境整備のための学童保育の実施などの施策を取り進めてきています。

したがって、町が実施している男女共同参画に関連した施策の整理を行いつつ、行政、社会、地域、家庭などにおいて、男女が均等に利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うための参画の方法やその具体的な方策など、より種々の機会に、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができるよう、法律の趣旨に沿った施策や事業を推進して参ります。

■再質問

男女平等参画の推進は具体的な推進を行つているというご答弁でありますけれども、もっと積極的に踏み込んだ基本計画をつくるべきではないか。

■町長

道内における計画の策定状況や内容なども調査・研究し、計画の策定なども含め、検討して参ります。



泊原子力発電所一、二号機の再稼働について

の再稼働について

■質問

ストレステストの一次報告のみで二次報告は未提出、即席の三十項目の安全基準を作り、それすらすべて行われないうま、政府は大飯原発三、四号機の再稼働をきめた。原子力ムラによる新たな安全神話の復活を目論んでいるといわざるを得ません。

北海道電力は福島原発事故を踏まえた中長期安全対策等の進捗状況を発表しているが、十三項目中終了しているのは三項目のみである。

つまり安全対策は完成されていないのである。これらの安全対策の完成が安全を確保することを確認し、また新たな知見が起きたらバックフィットさせる、最低限このことがなければ泊原発の再稼働の議論には入るべきではないのではないか。

■町長

泊発電所一・二号機の状況については、それぞれ、昨年の四月及び八月に定期検査が開始され、再稼働の前提条件となつているストレステストの一次評価結果を、一号機は平成二十三年十二月七日に、二号機は平成二十三年十二月二十七日にそれぞれ国へ提出し、現在も審査が継続中であります。

また、昨年の福島第一原子力発電所事故を踏まえ、泊発電所全体の更なる安全対策を図るべく、中長期対策等が現在も取り組まれているところであり、全国の原子力発電所でも各事業者が同様に取り組んでいるところがあります。

原子力発電所を取り巻くこうした状況の中で、これら安全対策がすべて完了し、加えて、いわゆる「バックフィット制度」の導入までは、再稼働の

議論には入るべきではないとの趣旨のご指摘であります。

本来、定期検査後の再稼働については、法律に基づき一定期間の運転後に国及び事業者が検査を行い、国が安全性を確認した上で、再稼働されることとなっており、地元が意見等を述べる仕組みにはなっておりません。

したが、少なくとも、福島第一原子力発電所事故後、最初の再稼働については、ストレステストの一次評価後に、地元の理解が得られているかどうかも含めて、最終的には政治レベルで判断されるものと認識しております。

このため、私としては、未だに地元の範囲が明確になつていない現状においては、従来どおり国の責任において、厳重な審査、安全性の確認を踏まえ、再稼働の判断がなされるべきものと考えております。

■再質問■

全国原子力発電所所在市町村協議会が泊原発からの「避難道路の新設の複線化」を国に要請し、北海道が十四・八kmの避難道の建設を決定した。原発から二kmしか離れていない北海道原子力防災センター（オフサイトセンター）の移設の必要性も道は認めている。

避難道路の完成もしていない、オフサイトセンターの移設もしていない、これら安全対策がなされていない中では、泊原発の再稼働の議論に入るべきではないのではないか。

■町長■

再稼働の判断については、現段階では、国の責任において、厳重な審査、安全性の確認を踏まえ、判断がなされるべきものと考えておりますが、安全協定を締結している地元町村として、さらなる安全対策を図るため、国等へ引き続き要望を行います。



泊原子力発電所

大田 勤 議員（日本共産党議員団）

自然再生エネルギーの

取組について

■質問■

一、道は、二〇〇二年「北海道省エネルギー新エネルギー促進条例」を制定し、二〇〇二年にこれを具体化した「北海道省エネルギー新エネルギー促進行動計画」を策定しました。

その後、二〇一一年三月の東日本大震災を契機に原子力を含めたエネルギー政策をめぐる情勢変化を踏まえ、今年三月新たに「北海道省エネルギー新エネルギー促進行動計画」（第二期）を策定しました。

「北海道省エネルギー新エネルギー促進条例」は、その冒頭の附則で、原子力について「放射性廃棄物の処理及び処分方法が確立されていないなどの問題があることから過渡的エネルギーと位置づけられる」「脱原発の

視点に立つて限りある資源を可能な限り将来に引き継ぐと共に、北海道内で自立的に確保出来る新しいエネルギーの利用を拡大する責務を有している」とうたっています。

このように規定する条例について町長はどのような受け止めているか。

二、あらたな道の第二期行動計画では「地域に賦存するエネルギー資源を認識し域内循環により地域を活性化し、地域の豊かさを生み出すエネルギーの地産地消に取り組み市町村や地域を助け、地域特性を生かした省エネルギーの促進や新エネルギーの導入に努める」としています。

これらの目的を達成するためにきめ細かな支援を行うとし、新エネルギーの賦存量など関連する

最新の情報を調査し、地域の取組の契機となるよう情報の活用をわかりやすく提案することも、地域の研修会への専門の人材の派遣、事業計画の検討にむけた相談機能の整備、事業可能性調査への支援を行い、新エネルギー導入を加速させていくとしています。

平成十年から十一年にかけて自然エネルギーの賦存状況と利用可能性調査をしたと答弁しています。

この調査の内容について伺います。

三、町長は昨年の町長選挙の中で「将来的には代替エネルギーの導入もはかつていかなければならない」と町民に訴え、また、本年三月に策定された岩内町住生活基本計画では「地域の自然や景

観を保全し共生を図っていくとともに太陽光や地熱などの自然エネルギーの活用促進にむけて検討を行う」としています。

岩内町としても将来の問題としてではなく、今まさに取組が求められている問題としてすみやかに検討されるべきと思いますがいかがか。

■町長■

一、この道条例は、エネルギーの使用の効率化、新たなエネルギーの開発や導入の促進に取り組むことにより、北海道の社会経済の健全な発展と道民生活の安定に寄与することを目的としており、北海道知事が北海道全体の発展に対する責務の中で制定された、重要な条例と認識しています。

また、新たな北海道省

エネルギー・新エネルギー促進行動計画においては、原子力発電、再生可能エネルギーなどを聖域なくとらえ、近い将来の北海道のエネルギー全体のベストミックスを目指して、目標を設定したものと理解しており、私としては、安全性の確保を前提とした原子力発電による電力の安定供給の確保、太陽光や風力、バイオマス、雪氷などの地域資源を生かした再生可能エネルギーの利用拡大は、エネルギー需給の安定と低炭素社会の実現にとって大切なことであると考えています。

二、この新エネルギービジョンは、岩内町内においての賦存状況を把握し、まちづくりに即した新エネルギーの導入に向けた取り組みを提示する

ため、平成十年、十一年の二カ年で調査・検討を行い、平成十二年二月に策定されたものです。

調査としては、太陽光、太陽熱、風力、深層熱水、地下水、し尿廃棄物の六エネルギーの賦存状況と、利用可能性などを調査しており、その結果、風力と深層熱水が岩内町における有効活用可能なエネルギーと取りまとめられたところであります。

三、私たちが住む北海道は、自然エネルギーに対して非常に高いポテンシャルを保持しており、特に風力発電においては気象条件と広大な土地を持つ優位性により、全国二位の設備容量となっております。

また、再生可能エネルギーで発電した電気を、

7

銭湯がなくなつた後の

町の施策について

発電者に有利な価格で買い取ることを電力会社に義務付ける「固定価格買い取り制度」が七月一日よりスタートし、さらには、北海道電力において電力系統の連係可能量を拡大する取り組みが進められていることなどから、再生可能エネルギー導入に弾みがつくものと認識しています。

町といたしましては、土地利用規制上の課題はあるものの、海の上に設置する洋上風力発電の可能性に関心を持っており、先進地視察による情報収集など、風力発電が本地域にとって持続可能なエネルギー施策となり得るかを検討したいと考えています。

■質問■

数年前から銭湯の存続を危ぶむ声が住民から多く寄せられ、共産党は何とかしてその経営存続の道を探る提案をしてみました。残念ながら今は銭湯が一軒もない状況になつてしまいました。

一、町としてこの解決しなければならぬ問題をどのように考えていますか。

二、軽トラ市もプレミアム商品券も一時的な賑わいを創り出してはいますが、銭湯は町の長期的な活性化の一環になる施策と考えられませんか。

三、風呂のない世帯もあり急いで解決しなければならぬこの問題をどのような姿勢で臨んでいますか。

四、銭湯への、国及び道の補助金はどのようなものがありますか。

■町長■

一、風呂のない町営住宅は、耐用年数を大幅に経過しており、現行の岩内町営住宅ストック総合活用計画の中で、今後ストックを予定している風呂付住宅への住替えを進めると共に、用途廃止及び除却を順次予定しています。

また、本年度は、平成二十六年以降実施の町営住宅建替やストック改善事業などの公営住宅等長寿命化計画を策定予定であり、風呂のない町営住宅も計画に組み込み優先的に対応できるよう配慮します。

二、経済的な活性化は、企業や個人経営者の方々が各産業分野において、生業の安定化と伸展を図るため、懸命に活動されており、長年に亘る積み重ねが相乗効果として活性化を促し、長期的に継続されると考えています。

また、

したがって、銭湯経営に限って長期的な活性化につながる施策の一環との判断は、くだし得ない難しいものと考えています。

三、自宅に風呂がなくお困りの方に対し、四月二日から六月三十日まで、六十四歳以下の方に老人福祉センターでの入浴利用の臨時的措置をとり、合わせて関係団体等にも働きかけてきました。

こうした中、民間の温泉宿泊事業者の協力で、現在運行の無料バスについて、一週間に三日夜間一便が増便となり、既存の路線バス運行を含め入浴者への便宜が一層図られることとなりました。

この無料バス運行は、七月三日火曜日から開始される予定であり、その後も、利用者の状況を踏まえ検討することです。

したがって、自宅に風呂がない方の入浴の機会

は、一定の確保が図られたと考えており、今後は無料バス運行が継続されるよう要望していきま

四、国から銭湯経営者へ直接の補助制度はありませんが、関連では、障害者の自立支援と高齢者の就労の場に役立てる共生型事業へ補助する厚生労働省の地域介護・福祉空間整備推進事業交付金があります。

また、北海道による公衆浴場の利用促進及び公衆浴場の確保などのため、公衆浴場対策事業費補助金として公衆浴場利用促進事業費補助金、公衆浴場確保対策事業費補助金、公衆浴場設備整備費補助金があり、補助対象者は公衆浴場の営業者で構成する北海道公衆浴場業生活衛生同業組合です。



保育施設の耐震化の

促進について

■質問■

平成十七年、耐震改修促進法の改正及び国の方針で、住宅及び多数のものが利用する建築物の耐震化を平成二十七年までに九割の目標が示され、

これを受けて、平成二十一年に岩内町耐震改修促進計画が策定されています。

町有公共施設は四百三棟（五十㎡以上）でこの耐震化率は八十九％。

特定公共建築物は二十四棟で耐震化率七十五％。指定避難施設は五棟で耐震化率は0％と報告していますが、一、指定避難施設五棟は何処を指しますか。

二、保育所の耐震診断は行われていますか。

三、岩内町における保育所の耐震化は、適用外とした根拠は。

四、小さな子どもたちが一日の大半を過ごす保育所の早急な耐震化が進むよう取組を早めることが必要と思いますが具体的な計画は。

五、国の交付金・安心子ども基金や国の耐震診断のための補助制度を活用し耐震化の促進を図るべきと思うがいかがか。

■町長■

一、指定避難施設につきましては、東小学校、中央小学校、西小学校、第一中学校及び第二中学校が指定避難施設五棟となっております。

二、昭和五十六年以前に建設された東山及び中央保育所の耐震診断は行っていない状況にあります。

三、「岩内町耐震改修促進計画」の対象建築物は、建築基準法の新耐震基準が施行される以前、つまり昭和五十六年六月一日以前の建物が対象となります。

東山及び中央保育所が昭和五十六年六月一日以前の建物として、耐震化を促進する対象施設には該当するものの、特定公共建築物及び特に「地震防災計画」に記載される指定避難施設の耐震化を優先的に進めることとしたため、本計画の目標年度までの耐震化をめざす対象施設にはならなかったものであります。

また、国等の助成制度の活用につきましては、耐震化への改修など、活用できる制度がありますので、実施段階においては、十分検討し、積極的な活用を図ります。

四、五、将来的には、保育所を含めた、公共施設全体の配置と状況を勘案し、計画的に耐震診断を実施しなければならぬものと考えておりますが、その結果によっては、大規模な改修、あるいは改築などの必要性も十分に考えられることから、実施年度については、今後とも慎重に検討します。

また、国等の助成制度の活用につきましては、耐震化への改修など、活用できる制度がありますので、実施段階においては、十分検討し、積極的な活用を図ります。

また、国等の助成制度の活用につきましては、耐震化への改修など、活用できる制度がありますので、実施段階においては、十分検討し、積極的な活用を図ります。

また、国等の助成制度の活用につきましては、耐震化への改修など、活用できる制度がありますので、実施段階においては、十分検討し、積極的な活用を図ります。

公営住宅

減免基準について

■質問■

一、岩内町営住宅条例には入居者に対し、第十七条で家賃の減免または徴収猶予が定められ一号には入居者又は同居者の収入が著しく低額である時など四項目が規定されていますが、こうした条例設定の趣旨は。

二、この条例を受けて岩内町営住宅条例施行規則第十三条には、条例第十七条第一号に該当する場合で、次のいずれかに該当するとき。

ア、生活保護法の規定による保護を受けているとき。家賃から生活保護法の規定による住宅扶助基準額を減じた額。

イ、収入が生活保護法に基づき保護基準月額の一〇〇分の一〇五以下のとき、家賃の全額。

ウ、収入が保護基準月額の二〇〇分の一〇五を超え、一〇〇分の一二〇以下のとき、家賃から収

入の二〇分の一に相当するまでの額を減じた額。

エ、収入が保護基準月額の一〇〇分の一二〇を超え、一〇〇分の一五〇以下のとき、家賃から収入の一〇分の一に相当するまでの額を減じた額。

オ、収入が当該住宅の家賃月額の五倍以下の場合、収入の五分の一に相当するまでの額と定められています。六十五歳単身者で収入が生活保護法に基づき保護基準月額以下。

三、一〇〇分の一〇五以下。一〇〇分の一二〇以下。一〇〇分の一五〇以下の金額はいくらになるのか。

四、公営借家に居住する六十五歳以上の単身者で一〇〇分の一〇五以下に該当する世帯数は。

五、岩内町営住宅条例とは別に岩内町営住宅条

例施行規則策定の趣旨は。

六、地方税法（個人の市町村民税の非課税の範囲）第二百九十五条では市町村は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては市町村民税を課することができない。

・生活保護法の規定による生活扶助を受けている者。

・障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が、百二十五万円を超える場合を除く。）とあります。

一般減免（収入が著しく低額である方）、特別減免（障害者・老人世帯・母子家庭等）の制度を策定。

父子世帯又は母子世帯で、当該父又は母が高校生以下の子女を扶養している世帯へ減免し弱者対策に取り組んでいます。が、岩内町ではこうした入居資格に寡婦又は寡夫、母子・父子家庭が入っていません。これだけ細かく弱者への対応をして

いるのに何故、母子・父子家庭を入れなかったのかその根拠は。

七、対象となる母子・父子世帯数は。

八、現在の条例十七条で母子・父子家庭の減免・徴収猶予の対応は行っているか。

九、新たに百二十五万円以下の住民税非課税世帯に対する減免条例を策定すべきではないのか。

十、入居しようとする方の中に高齢者・障がい者・小学校就学前の子どもがいる等、自力で民間賃貸住宅を確保することが困難であり、住宅の困窮度が非常に高い状態にあるため収入基準が緩和されているのが裁量階層世帯。この中に母子・父子世帯を加えるべきではないのか。

十一、減免制度の周知では、岩内町が行う入居基準に合わせた家賃の算定や決定をするため、毎

年入居者に収入申告をさせていますがこうした減免規定があることを入居住民へ周知しているか。

周知したのであればその方法は。

十二、こうした減免申請は対象世帯で何%実施されているか。

十三、岩内町営住宅条例施行規則十二条では家賃の決定方法に設備の利便性を取り入れ浴室がある場合や便所機能について利便性に欠ける所には係数を減じて家賃に反映させています。

東宮園団地など四階建て住宅では一階住宅も四階住宅も家賃は一律です。

エレベーター無で三階以上に住んでいる世帯への家賃配慮など他町村では取り組んでいます。こうした係数の見直しも行う必要があるのではないのか。

十四、岩内町営住宅条例第二十条では入居者の負担する費用として汚物

及びじん芥の処理ならびに排水管などの清掃に関する費用としています。

排水管の掃除などでは東宮園団地、風呂場排水溝は自分で掃除をするにも設計上個人で出来る範囲が限られており日常的な排水管掃除は詰まった場合困難です。

前住居者が出た後、こうした排水溝・排水管は完全に掃除をして次の入居者に渡している事と思うがその確認はどうしているのか。

十五、水道栓蛇口からの漏れなどは一定使用し減耗しなければ漏れないはずだが、入居入れ替え時には取り替えをしているのか。

十六、入居後何年くらいを目途として入居者の負担としているのか。

十七、こうした入居者の負担する費用が発生する件については、個々に相談に乗り、入居者負担を軽くするよう誠意を持って対応することが望

まれますが、どのように考えているか。

十八、入居者への家賃・減免・徴収猶予、敷金減免制度などのきめ細かい周知、広報誌での全戸周知、町としての相談体制の充実、相談窓口の設置など住民福祉の立場から制度の主旨に沿って住民や入居者に公平に周知させるよう取り組むべきかと思うかがか。

■町長■

一、家賃の支払い能力の全部又は一部が、一定期間失われ、回復の見込みがない入居者の、生活の安定と向上に寄与することを目的とした趣旨です。

二、三、家賃減免の生活保護基準額は、六十五歳の単身世帯を例とした場合、夏期で六万五千二百十円、冬期で八万五千百八十円となり、家賃減免要件一〇〇分の一〇五が、夏期で六万八千四百七十円、冬期で八万九千四百三十九円、家賃減免

要件一〇〇分の一二〇が、夏期で七万八千二百五十二円、冬期で十万二千二百十六円、家賃減免要件一〇〇分の一五〇が、夏期で九万七千八百十五円、冬期で十二万七千七百七十円です。

四、六月二十二日現在の、六十五歳以上の単身世帯数は三百七十世帯で、この内、家賃減免要件一〇〇分の一〇五は、三十七世帯です。

五、家賃減免の収入基準について、入居者の負担能力に応じた公平性を保つことを目的とした趣旨です。

六、岩内町営住宅条例施行規則第二条の二に規定する入居資格は、単身入居に関する規定であり、母子世帯等については入居の選考で優遇されています。

七、六月二十二日現在の、母子・父子世帯数は五十九世帯です。

岩内町立小学校

統廃合について

八、母子・父子世帯に
関する、減免並びに徴収
猶予は随時行つていま
す。

しは、家賃の変動に大き
な影響を与えます。

十四、十七、公募や住

み替えの際に、排水口・
排水管・蛇口については
確認し、異常等があった
場合は対処しています。

九、住民税非課税世帯
に特化した減免は、入居
者間等における公平性が
損なわれる可能性が高い
と判断しています。

十、裁量階層の対象範

囲の拡大について、母子・
父子世帯も含め検討しま
す。

なお、基本的には入居
後六ヶ月以降に発生した
小破損修繕は入居者負担
となりますが、利用状況
等を確認し、個別に負担
区分の判断をしている状
況です。

十一、減免制度の周知
は、入居時に配布する「公
営住宅入居のしおり」へ
の記載及び家賃の納付相
談実施時等に行つていま
す。

十八、家賃の減免並び

十二、六月二十二日
現在の総入居者数は
千百五十七世帯、減免申
請世帯数は八十六世帯
で、減免実施割合は七・
四三%です。

また、今年度より策定
を進めている、岩内町公
営住宅等長寿命化計画に
おいて、排水設備等の改
修についても検討しま
す。

十三、家賃算定に用い
る利便性係数は設備等の
状況に反映した係数であ
るため、当該係数の見直

しは、家賃の変動に大き
な影響を与えます。

統廃合の上で地域に
とつて、子どもにとつて
統合がどのように影響す
るのかを検討しなければ
なりません。

なりません。

いかかか。

ティールを紡ぎ出す場所

場教員の声と町民への周

■質問■

一九七三年文部省通

達、「公立小・中学校の

統合について」では「学

校規模を重視する余り無

理な統廃合を行い地域住

民などとの間に紛争を生

じたり、通学上著しい困

難を招いたりすることは

避けなければならぬ。

小規模学校には教職員

と児童・生徒との人間的

ふれあいや個別指導の面

で小規模学校としての教

育上の利点も考えられ

る。十分に地域住民の理

解と協力を得て行う」な

ど統合のあり方が示され

ています。

こつした通達から取組

の経過を見て、報告にあ

る七重点検討項目を見る

と、保護者や町民の意見

がまとまっているとは思

えません。

統廃合の上で地域に

とつて、子どもにとつて

統合がどのように影響す

るのかを検討しなければ

なりません。

一、統廃合の理由が適

正規規模や効率を優先して

はないか。

二、こつちの教育に

とつてどのような環境が

一番と考えているのか。

三、統合による影響や

教育環境でのマイナス面

はどのように考えている

か。

統廃合についての現場

教員からの声は反映され

ているか。

四、検討事項で検討懇

談会委員から、多少のい

じめはあるので各校で統

廃合によるいじめが生ま

れないよう対応してほし

いとこの意見が出ていま

す。

こつした意見は、統廃

合したから解決できる事

ではなく、親と共に子ど

も達と教師の信頼関係か

ら解決に向け力を集中す

る事が必要と考えますが

いかがか。

五、こつちした現在ある、

いじめに対する対応と解

決への道筋はつけられて

いるか。

六、通学上著しい困難

を招いたりすることは避

けなければなりません。

スクールバスの要望が

出され、費用対効果も含

めて検討、体力増進や徒

歩通学の楽しさを児童に

伝え徒歩通学の必要性も

合わせて検討と方針で示

されていますが、こつち

した対象児童はどの程度い

るのか。

七、低学年の対象にな

る距離は冬期間のことも

考えて判断が必要で、「送

迎手段があると安心」は

父母の思いです。費用対

効果ではなく対象となる

子どもの立場で判断すべ

きと思うがいかがか。

八、学校は地域の避

難所、地域のコミュニ

ティールを紡ぎ出す場所

で

もあり学校に通つたお祖

父さんお祖母さん、その

子ども達へと歴史が繋

がってきたものです。「一

度すべてを廃止し新たな

二校」は学校の歴史、卒

業生との繋がりを断ち切

るものです。

検討課題の学校の名称

は、すべての児童に公平

とはならないが学校の歴

史を引き継ぐ一致点を見

つけるよう話し合いを進

めることが基本と思いま

すがいかがか。

九、統廃合の実施時期

は平成二十六年四月一日

としました。

今まで岩内町立小学校

統廃合検討懇談会や学

校、幼稚園、保育所の保

護者との意見交換会、全

町民との懇談会など行つ

てきたと報告しています

が今後、のこされた課題

や、検討事項をどのよう

に取り扱うのか、広く論

議を深める場の設置、現

場教員の声と町民への周

知

知

知

知

知

知

知

知

知

知

知

知はどのように考えているか。

十、住民合意のない統廃合はあり得ません。拙速な判断をすることなく十分、検討、論議の時間を費やして取り組むことが必要と思えますがいかがか。

十一、地域の都合によつて統合が行われることで教職員の異動や臨時教諭の休職などが考えられますがこうした教諭への配慮や統合された子供たちの精神面でのケアのための配置なども含めて必要と思えますがどのように対応するのか。

十二、廃校後の学校活用は広く全町民の声を聞きその運営に生かすことが必要と考えますがいかがか。

■教育長■

一、この度の統廃合は、岩内町における教育の機会均等や教育水準の確保等を目的とし、これにふさわしい教育環境を整え

るものです。

具体的には、一学年一学級の単学級の解消を図り、クラス替えが可能な一学年二学級を確保し、

一学級の児童数は二十人から三十人程度とし、一校の児童数は三百人程度の規模を設定しました。

学校規模は、法令等で標準的な規模が示されていますが、本町の学校規模の差や一クラスの児童数、学校間の距離などを基に、学校保護者等と検討を進めており、国の適正規模や効率という観点での検討はしていません。

二、望ましい教育環境は、その地域の諸条件により異なり、決定的な理論的な根拠はないと考えます。

それぞれの地域環境にある学校で、学習・生活面のメリット・デメリット等を検証し、子どもの目線に立った環境を提供することが重要と考えます。

なお、統廃合により中央小学校の児童が二校に

別れるなどのマイナス面もありますが、この点も十分配慮し統廃合を進めます。

三、適正配置基本方針を策定するため、教職員からの意見募集を行い九名の方から意見書の提出があり、また、各小学校で開催したPTAとの意見交換や説明会にも、職員が参加しており、提出された意見は、これまでの検討協議の中で参考にしています。

四、五、意見交換会等でもクラス替えが出来ない環境といじめとの関係等、いじめに関連する意見は多く出されています。

いじめの問題解決は、とても複雑でありクラスや学校変更により、解決出来るものではなく、保護者、教職員との信頼関係が重要でありますが、クラス替等により環境を変えるのも一つの手法と考えます。

いじめへの対応は、いじめの未然防止、早期発

見、早期対応の充実を図るため、各小中学校で、いじめアンケートや個人面談を実施し、学校たよ

りて保護者に結果を周知するなど取り組んでいきます。

六、七、中央小に通学している児童の多くは通学距離が伸び、実施方針で定めた二・五km以上の児童は、十五名程度と推計しており、この児童への配慮が必要と考え

ています。

スクールバスの導入は、保護者との意見交換会等でバスは必要との意見と、バスまでは必要ないとの意見が出されていますので、バスの導入については、引き続き検討し、一定の通学距離対象児童の保護者の意見も伺います。

八、学校の名称変更は、町民意見に賛否両論があり検討懇談会で決定することが難しく、引き続き検討をします。

また、名称決定は統廃合方式とも大きく関わる

ため、ご指摘のあった意見も参考に検討し、学校の歴史が引き継がれるよう配慮します。

九、今後は、各小学校の校長やPTAの代表などで組織する、岩内町立小学校統廃合準備委員会を設置し、具体的な準備作業の着手と引き続き検討が必要とされた事項の検討を進めます。

また、検討を進める中で、町民のご意見を伺うこととし、準備作業の進捗状況等も広報などを通じて情報提供します。

十、この度の統廃合は、平成二十年度より検討を開始し、適正配置基本方針及び統廃合実施方針を策定するに当たっては、学校保護者等のアンケートの実施や意見交換会の開催、更には町民懇談会や意見募集の実施等、多くのご意見を伺う場を設け、検討協議を進めてきました。

このように多くのご意見を伺う場を設け、一定の時間を要し、丁寧に検

討作業を進めてきましたので、行政と保護者、地域の皆さんと統廃合の目的や存続する学校評価等の共通理解を得ていると考えています。

十一、統廃合に伴う児童への配慮は重要事項であるため、実施方針でも項目を設け、児童の不安解消などメンタル面に配慮した取り組みを検討しており、今後も引き続き準備委員会の中で検討を進めます。

また、教職員の異動は、北海道教育委員会で行われますが、多くの教職員が町内異動出来ることとが、児童にとつても良いと判断しております。

十二、廃校となる学校は町民に開放し、多くの皆さんが有効活用出来るよう検討を進めるとともに、検討を進める上で再度、町民の意見を聞く場を設けます。

定例会報告

選挙管理委員会委員及び補充員決まる！！

平成二十四年度各会計補正予算等を審議する第二回定例会は、六月十八日招集され、町長より提案された議案の説明を受けた後、議案審査のため、休会に入りました。六月二十五日に再開し、三名の議員により町政各般にわたり一般質問が行われ、引き続き議案の審議を行い、全議案を原案どおり可決し、六月二十八日閉会しました。

審議した案件

全議案は原案どおり可決されました。

《予算》

○平成二十四年度一般会計補正予算
陸電施設新設工事費一千五十万円及び西保育所大規模改修工事費六百九万円などを追加補正しました。

《条例設定・改正》

○住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例設定

住民基本台帳法の一部改正等に伴う所要に改正するため、住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定しました。

○介護保険条例の一部を改正する条例設定
特別擁護老人ホームの民間移管に伴い、町が行う介護保険の事業等について、所要の改正をしました。

《その他》

○財産の取得について

公営住宅用地に供するため、岩内町字栄百四十二番一を取得しました。

○訴えの提起

町営住宅使用料の滞納整理を図るため、町営住宅の明渡し及び滞納住宅使用料の支払請求に関する訴えを提起することを決めました。

《人事》

○選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

選挙管理委員会委員に藤居祐三氏、久市 誠氏、高西敏子氏、今村正嗣氏、補充員に齊藤孝次氏、加藤朋子氏、松本道也氏、田中 敏氏が当選しました。

審議した意見書

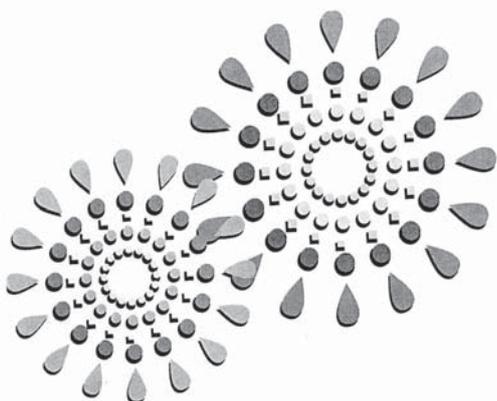
○地方財政の充実・強化を求める意見書

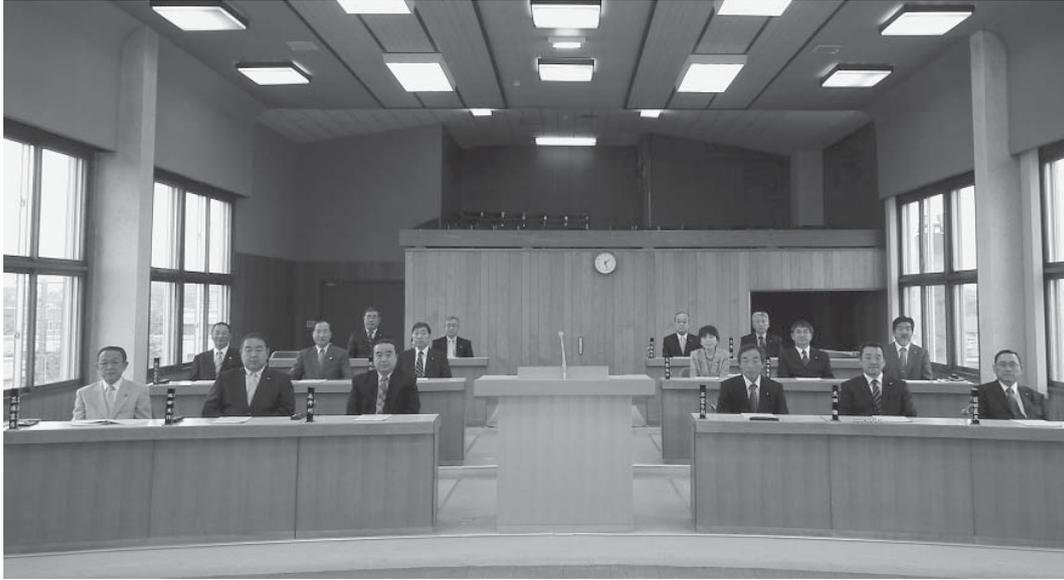
○再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書

○「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書

○介護保険制度の見直しを求める意見書

全ての意見書に関係省庁に送付しました。





議会を傍聴してみませんか。

議会開会については、当日の朝の防災無線でお知らせします。
手続きは、受付名簿に名前・住所・年齢を記入するだけです。

一般質問の全文は、町のホームページ内「議会」のページにて公開しておりますので、ご覧ください。

町公式HP : <http://www.town.iwanai.hokkaido.jp/>

編集後記

「議会だより百十七号」をお届けいたしました。第二回定例会での一般質問を中心に編集しました。

ぜひご覧になって、町の方針や議会活動もご理解願いたいと思います。

なお、議会だよりでは、一般質問を要約してお届けしています。議会の一部よりお伝えすることができませんので、町政を一層ご理解いただくため、町議会を傍聴ください。

会議の内容は、会議録に詳細に記録されており、ご覧になりたい方は議会事務局へお問い合わせください。

なお、町ホームページ内の議会のページに、一般質問の全文を掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

また、議会だよりに対するご意見ご要望等がありましたら、議会事務局までぜひお聞かせください。お待ちしております。

今年も八月四・五日といわな祭りの怒涛まつりが開催されます。

今年も第四十回の記念の年でいろいろな催物が用意されています。花火も三千発を予定しています。皆さんお誘い合わせの上イベント会場へお越し下さい。

なお、議会だよりで使わせていただきました写真は、ご希望があればデータで差し上げますので、USBやCDをご用意下さい。

(議会運営委員会)